

平成18年第1回那須烏山市議会臨時会（第2日）

平成18年2月23日（木）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時27分

◎出席議員（35名）

1番	五味渕	博君	2番	佐藤昇	市君
3番	沼田邦彦	君	4番	高津戸	茂君
5番	高橋安隆	君	6番	高德正治	君
7番	舩山栄一	君	8番	平山進	君
9番	大橋洋一	君	10番	佐藤雄次郎	君
11番	五味渕親勇	君	12番	野木勝	君
13番	藤田武	君	14番	大野曄	君
15番	水上正治	君	16番	平塚金平	君
17番	中山五男	君	18番	郡司昭三	君
19番	塩谷隆	君	20番	柴野正巳	君
21番	斎藤雄樹	君	22番	樋山隆四郎	君
23番	板橋邦夫	君	24番	森井國廣	君
25番	菊池俊夫	君	26番	斎藤文男	君
27番	玉造三好	君	28番	滝田志孝	君
29番	小池清三	君	30番	高田悦男	君
31番	小森幸雄	君	32番	永山茂	君
33番	小堀操	君	34番	青木一夫	君
35番	平塚英教	君			

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄	君
助役	山口孝夫	君
収入役	石川英雄	君
教育長	池澤進	君
総務部長	大森勝	君

市民福祉部長	雫 正 俊 君
経済環境部長	佐 藤 和 夫 君
建設部長	池 尻 昭 一 君
教育次長	堀 江 一 慰 君
代表監査委員	富 永 年 秋 君

◎事務局職員出席者

事務局長	田 中 順 一
書 記	齋 藤 進
書 記	藤 田 元 子
書 記	菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 議案第1号 南那須町決算の認定について（市長提出）
日程 第 2 議案第2号 南那須町水道事業決算の認定について（市長提出）
日程 第 3 議案第3号 烏山町決算の認定について（市長提出）
日程 第 4 議案第4号 烏山町水道事業決算の認定について（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（青木一夫君） おはようございます。連日ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は35名で全員出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了承願います。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成18年第1回那須烏山市議会臨時会（第2日）

- 開 議 平成18年2月23日 午前10時
- 日程 第 1 議案第1号 南那須町決算の認定について（市長提出）
- 日程 第 2 議案第2号 南那須町水道事業決算の認定について（市長提出）
- 日程 第 3 議案第3号 烏山町決算の認定について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第4号 烏山町水道事業決算の認定について（市長提出）

以上であります。

-
- ◎日程第1 議案第1号 南那須町決算の認定について
 - ◎日程第2 議案第2号 南那須町水道事業決算の認定について
 - ◎日程第3 議案第3号 烏山町決算の認定について
 - ◎日程第4 議案第4号 烏山町水道事業決算の認定について

○議長（青木一夫君） 日程第1 議案第1号 南那須町決算の認定についてから日程第4 議案第4号 烏山町水道事業決算の認定についての決算認定4議案を議題といたします。本案については、去る20日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

議案第1号及び議案第3号の所管事項について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

4番高津戸 茂君。

[総務企画常任委員長 高津戸 茂君 登壇]

○総務企画常任委員長（高津戸 茂君） 議案第1号南那須町決算認定、議案第3号烏山町

決算認定について、総務企画常任委員会に付託された所管部門の決算審査についてご報告申し上げます。

所管部門は、総務部総務課、同税務課、同企画財政課、会計課、議会事務局であります。

審査日時は、2月21日午前10時より各課順次4課1局に対して実施いたしました。

審査場所は、議会第1委員会室でございます。

出席者は常任委員会委員10名、欠席1名でございます。それと説明側といたしまして、総務部以下部長、課長、局長その他説明員という形になっております。

それでは、まず最初に、審査結果の報告をさせていただきます。旧両町の決算に関して所管部門より決算書の説明を求め、その後各委員より質疑、意見、要望等を求め、慎重に審査を実施しました。その結果、決算が適正に執行されたことが確認できましたので、出席委員全員一致をもって決算を当常任委員会は認定としました。

審査の経過及び意見の報告をいたします。なお、監査委員の意見書にもありますが、審査にあたっては打ち切り決算であるため、金額的審査より、むしろ事業の継続性の確認と質疑を中心とした審査にならざるを得ませんでした。したがって、その内容の概略を報告させていただきます。

まず総務課所管でございます。旧南那須町分ですが、主な事業は閉町記念式典、防犯灯設置事業、安全で安心なまちづくり、これは防犯パトロール隊でございます、などがありました。旧烏山町分ですが、歳入の特徴としては自家用有償バス使用料587万円、土地売り払い収入167万円などがあげられます。主な事業は、人事行政系の合併に向けた協議会派遣や広域行政組合、福祉事務所への派遣があげられます。また、消防交通系の各種交通安全対策が行われました。なお、歳入歳出については両町ともに適正に執行、管理されております。

審査過程での各委員からの質問、意見が23項目出されました。主な意見を報告します。まず、市有地の有効利用への意見がございました。これは売却を含み有効に使っていくべきだという意見でございます。さらに、行政区長制の組織のあり方、運動公園入り口の信号と交通安全対策、貯水槽の設置要望などであります。なお、防犯パトロールのプレートの扱いなど問題が生じないよう、防犯対策に対する要望を出しております。

次に、税務課所管です。まず、歳入歳出については、両町ともに適正に執行、管理されております。審査過程での意見は22項目出されました。主な意見は、たばこ販売組合補助金のあり方、軽自動車税未済の内訳、前年度不納欠損処理した、これは旧南那須地区の法人ですが、新しい法人によるその後の納税状況の確認であります。これに対しましては、本年度は完納できる見込みだというお話でございました。

特に固定資産税の滞納に対する問題は最大の問題であり、全協での説明された案件のほか、

その他の滞納者に対する収納対策を市を挙げて取り組む必要性を強く要望しました。また、収納対策にあたっての方法の工夫も必要であり、南那須地域と同じく烏山地域にも新たに嘱託徴収員3名を配置し、滞納者への対策を実施することとなります。収納対策に従事する職員には、危険な事態も想定されますので、十分な注意をもって進められることをつけ加えておきます。

次に企画財政課所管でございます。まず、歳入歳出については、両町ともに適正に執行、管理されております。

審査過程での意見は14項目出されました。主な意見は、統計調査、依頼者への事前教育の徹底であります。これは個人情報保護の観点から十分な事前教育を実施してもらいたいという意見でございます。監査請求の出た自販機の経過でございます。これは全協という場で説明されるということでもあります。合併準備経費の執行状況の確認、さらに需用費の市内調達への要望も出されております。事務事業の優先づけと公平な執行も要望として出されております。また、職員へのパソコン配置状況と管理の徹底、さらに空き家紹介事業の進捗状況などが意見として出されました。特に企画課には行財政改革に向け新たな取り組みをお願いいたします。

次に会計課所管でございます。歳入歳出については、同じく両町ともに適正に執行、管理されております。基金25億8,000万円の預け先及び管理など公金の管理については、地元金融機関のバランスを考慮した預け入れ、さらにペイオフなど金融システムが大きく変わる中、安心、安全な手段でリスクのない慎重な管理をお願いいたします。

最後に議会事務局所管でございます。歳入歳出については、両町ともに適正に執行、管理されております。

以上、簡単ではありますが、総務企画常任委員会に付託された所管部門の審査に対する委員会報告とします。

○議長（青木一夫君） 次に、議案第1号及び第3号の所管事項について文教福祉常任委員長の報告を求めます。

25番菊池俊夫君。

〔文教福祉常任委員長 菊池俊夫君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（菊池俊夫君） ご報告いたします。去る20日の本会議において文教福祉常任委員会が付託を受けました案件について、その審査の経過と結果についてご報告いたします。体調を崩しているものですから、お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご了承をいただきたいと思います。

本委員会は21日、委員12名全員出席のもと、第2委員会室において終日関係部課長の説明を求めながら行いました。市長部局、福祉課等3課、教育委員会部局、学校教育課等3課についての平成17年度上期の一般会計及び特別会計についてであります。

旧南那須町、旧烏山町の決算については、合併前会計年度半ば、いわゆる合併準備助走の期間の特例の決算でありましたことから、事務事業はいずれの会計も完結を見ず、残余については新市に引き継ぐ過去に例を見ない異例のものでありました。したがって、数字等は略させていただきます、経過と留意点を中心としての報告とさせていただきます。

それでは、各部課の所管別に一般会計、特別会計について申し上げます。

まず、市民福祉部福祉課の一般会計についてであります。旧両町とも民生費とし、社会福祉一般、障害者、老人、児童、母子の各福祉及び関係施設等の管理の事務事業でありまして、執行率は46.2%となっており、平均の42.9%より上位にありますが、歳入財源については不確定要素もあり、下期にまわるものが散見されました。なお、審査の過程で、社協補助団体の、社会福祉協議会ですね、役員報酬等の適正化、障害者福祉作業所の授産所的役割の確認、旧烏山町における民間保育園の保育料の未納、災害見舞金制度の整備等が年度後期から新年度に向けての課題として話し合われました。

続いて健康福祉課に移ります。南那須、烏山とも款は衛生費の部類でありまして、保健衛生の項では予防、環境衛生、母子保健、老人保健、公害対策、清掃費の項ではし尿、ごみ処理等となっていますが、広域組合への負担金は両町合わせて3,645万5,000円となっており、年々増嵩の傾向にあると言われる中での上期決算となっています。

続いて市民課の事務事業に移ります。一般会計においては戸籍、住民基本台帳等に係る受付、諸証明の発給等々のほか、人権擁護、外国人登録、国保申請受付等、いわゆる住民に直接対応する窓口事務等であり、総務的支出であります。上期決算においては事務執行に必要な経費は南那須、烏山とも遅滞なく支出されております。

教育委員会の一般会計に移ります。合併後の事務組織は、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課となっていますが、平成17年度予算決算の学校教育については、教育委員会の運営費を含む総務費、小中学校費、幼稚園等の諸事務事業であり、上期の執行率はおおむね40%台となっており、順調な事務執行と思慮されます。

教育、特に学校教育については、自治体の変革にかかわらず遅滞の許されるものではありませんが、両町を通じ教育相談員、外国語指導助手の配置、すこやか条例、サタデースクールの開設等斬新的な教育分野が予算に見られ、執行については2学期以降にずれ込むものが多く、上期の執行率は低位にありますが、今後に期待されるものであります。

審査の経過については、先進的教育分野である児童生徒の海外派遣研修については、旧両町に係る小中学校で実施すべきことであり、過去の事例にかんがみ、男子生徒の参加を督励する必要があるなどの意見、サタデースクールの健全運営への希望などが各委員から述べられました。子供の通学安全策としての防犯ベルの無償配布及び一般住民への認識、啓発による抑止力

増強と有効化の必要などの指摘がありました。

社会教育の分野である生涯学習課については、公民館、図書館、文化財保護の管理及び運営等ではありますが、いずれも順当な事務執行と経費の支出と見られます。特に当地方の伝統行事、文化の象徴である山あげ祭り、いかんべ祭り、タウンイルミネーション等については、烏山山あげ保存会への助成700万円を初め各実行団体への援助は適切に行われており、町民大学を初め各公民館の学級講座、環境美化活動、事業等も順当な執行のあとが見られます。

図書館については、年々蔵書数をふやしてきており、とくに旧南那須町立図書館においては県下でも有数の利用率を誇っているとのことでもあります。審査の過程では、公費負担の公平化の見地から、地区公民館の今後の取り扱い、少年自然の家など県立の社会教育施設などの相次ぐ廃止計画についての対応等が話題とされました。

次にスポーツ振興課関連に移ります。当該課の該当事務は、体育指導員を含む体育活動、体育協会援助、体育施設管理等ではありますが、審査中に話題となったことは、1つとして、体育指導員の若返りと専門的指導者の配置。2つ目として、社会体育施設等、主に教育委員会が所管する各施設の使用料についてでありました。特に各施設の使用料については、合併協議の中で旧町同士のすり合わせの段階で不十分な部分が見られ、合併前に改定の済まなかった旧南那須町においては10月1日以降使用料があたかも新設されたかのような印象を与えていることの指摘がありました。

平成17年度上期決算においては、数字的なものは確認できませんが、住民の間からは合併効果に反するとの苦情ともとれる話が出ていることから、あえてつけ加えておきます。今後においては、条例、規則等の運用にあたって市長の減免措置など弾力的な扱いが望まれるところでもあります。

続いて特別会計に移ります。最初は国民健康保険会計ではありますが、本会計の状況については、歳入歳出額、執行率の概要に関して資料の配付があったことから、それを参考にさせていただくことをお願いいたします。

歳入は両町とも保険税、国、県負担金、補助金、繰入金等であり、南那須の上期収入済額は予算の37.91%、執行率は43.50%となっています。烏山については事業勘定と診療施設勘定の2勘定となっており、上期執行率はいずれも40%台となっています。南那須においては療養諸費、老人保健拠出金、介護納付金等が主なところであり、烏山の事業勘定においては保険給付費、老人保健給付、介護納付金等が主なところでもあります。

診療施設勘定についての支出は、施設管理等の総務費、医業費等があります。審査の過程では、平成16年度の実績が南那須で91.58%、烏山が92.29%であり、逐次累積等により保険税の未納問題等があります。今期の収納率は61.2%となっており、下期においての

一段の努力が必要であることや、烏山における診療所等施設勘定の赤字体質等について検討がありました。これについては平成14年度の医療制度改正や那須南病院との関連で診療件数の減少などがあるかとの推測的分析もありました。

次は老人保健会計であります。歳入財源は支払基金交付金、国、県負担金、補助金、他会計からの繰入金为主なところで、歳出は医療諸費が大部分であります。南那須の歳入決算額は4億7,700余円、支出決算額は4億5,400余円、烏山の会計においては歳入決算7億9,600余円、歳出決算7億9,400余円で、いずれも高い執行率となっております。

続いて介護保険会計に移ります。当事務事業は健康課に属するものであり、歳入財源は南那須、烏山とも国、県支出金、支払基金交付金、住民負担による保険料、繰入金等であり、歳出は7月までの分でありまして、南那須分の支出済額は15.04%、烏山については44.7%となっており、両町とも保険給付費がその大部分であり、参考までに付言しますと、本会計に係る南那須の被保険者は3,049人、要介護認定者は421人で施設介護者が91人。他は在宅介護となっており、烏山の要介護者は725人で、被保険者の14.3%となっております。

なお、本会計の収納は、年金徴収、普通徴収の区分となっておりますが、収納手段の性格上、徴収率が他会計に比べて高いことが特徴となっております。なお、介護認定審査会の費用負担が多額であることが話題となりましたが、認定審査会がしばしば開かれることや、認定調査費等が含まれることなどから、やむを得ない事案であるとの認識を得たところであります。

また、保険料が高齢社会を背景に増嵩の傾向にあり、平成18年度の見直し期においては十分な検討が望まれるところであります。

最後に、地域医療を支える南那須の熊田診療所会計決算に移ります。本会計は、診療所及び医師住宅の新設工事等の予算化で、歳入歳出とも1億7,168万余円となっており、上期の執行率は31.3%であります。歳入財源は永年にわたる担当医師の努力による多額の基金、一般会計からの繰入金主流をなし、他は診療収入等であります。上期の執行率は47.78%となっており、人件費、総務費、各種負担金等の諸費、2款における医業費等であります。

本会計については公立の診療事業が軒並み赤字経営を見ている中で、一時は1億余円の基金積み立てを行うなど、まれに見る健全経営を続けてきたことについては、島田医師のたゆまぬ努力と民間開業医的経営感覚によるものと、委員一同敬意と感謝をもって称賛し、年度内早い時期の診療所の完成を待望したところであります。

以上、市長部局3課、教育委員会3課にわたる一般会計を、旧南那須町、旧烏山町の上期事務事業及び国民健康保険等特別会計4件について、子細に審査をしましたが、いずれも適正に処理されておりましたことを確認いたしました。よって、本日報告のとおり認定すべきものと

全会一致をもって決しましたので、ここにご報告いたします。

以上で付託案件の報告を終わります。

○議長（青木一夫君） 次に、議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号の所管事項について、経済建設常任委員長の審査結果の報告を求めます。

23番板橋邦夫君。

〔経済建設常任委員長 板橋邦夫君 登壇〕

○経済建設常任委員長（板橋邦夫君） それでは、経済建設常任委員会決算審査の結果を報告いたします。

2月20日、経済建設常任委員会に付託された平成17年度南那須町、烏山町一般会計、特別会計、企業会計決算について審査した結果を次のとおり報告いたします。

平成18年2月23日。経済建設常任委員長 板橋邦夫。那須烏山市議会議長青木一夫様。決算審査結果。審査期日でございますが、平成18年2月21日から22日の2日間でございます。

審査場所は、那須烏山市役所南那須庁舎議員控室。

出席委員でございますが、氏名はすべて敬称を略します。板橋邦夫、玉造三好、佐藤昇市、船山栄一、平山 進、大橋洋一、野木 勝、大野 曄、樋山隆四郎、斎藤文男、永山 茂、平塚英教、以上12名全員でございます。

説明のための出席者、経済環境部長佐藤和夫、建設部長池尻昭一、農政課長中山 博、環境課長久郷道泰、商工観光課長平山孝夫、管理課長両方恒雄、建設課長補佐福田光宏、下水道課長荻野目 茂、水道課長鈴木 傑その他関係職員が出席しております。

審査事項でございますが、本委員会の所管する経済環境部、建設部、水道事業及び農業委員会の一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出決算の全部でございます。

審査の結果を申し上げます。本委員会に付託を受けた一般会計、特別会計、企業会計歳入歳出決算については、一部反対の意見があったものの、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

ただし、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

下水道普及率、特に旧烏山町区域の向上に努められたい。

滞納となっている水道料金、市営住宅等の使用料についてさらに努力し、徴収率の向上に努められたい。特に強制力を持つ徴収方法の検討、これは全般的でございますが検討されたい。

公共施設の補助金の削減及び運営方法の見直しを図られたい。

観光事業及び農業の対費用効果が見られる指導及び育成を図られたい。

以上が、極めて簡単でございますが、審査の報告といたします。なにとぞ当委員会の審査の

結果どおりご承認くださいますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○議長（青木一夫君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。これより各委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

35番平塚英教君。

〔35番 平塚英教君 登壇〕

○35番（平塚英教君） 議案第1号 平成17年度旧南那須町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第2号 平成17年度旧南那須町水道事業決算の認定について、議案第3号 旧烏山町一般会計決算及び特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第4号 旧烏山町水道事業決算の認定について、公正で民主的、市民が主人公の市政を目指す立場から討論を行います。

まず、この決算認定が、水道事業会計は別といたしましても、一般会計と特別会計を一括で提案、審査されることに反対であります。もともと当初予算や補正予算の段階では別々の議案として上程されているわけでありますから、決算におきましても各会計ごとに上程すべきであり、改めて各会計ごとに決算認定の議案を提出するよう求めるものであります。

さて、この4議案決算は、平成17年度の旧両町の4月1日から9月30日までの合併新市前までの1年間分の当初予算を、半年間で打ち切る決算になっております。私は、第1議案及び第2議案につきましては当初予算や補正予算の審議に携わっておりませんので、決算の認定につきましては採決保留とさせていただきます。第3号議案、第4号議案につきましては旧町で審査に参加しており、反対とさせていただきます。

それでは討論の内容について申し上げます。この4年10カ月、小泉内閣は構造改革の名のもとに、社会保障制度のあらゆる分野で医療、年金、介護など国民に負担増を押しつけてまいりました。また、サラリーマン増税の実施や消費税増税を検討するという一方で、痛みだけを押しつけております。その一方で、法人税減税を繰り返し、消費税導入時には20兆円であった大企業を中心とした法人税が、今日では10兆円にまで減額されております。まさに財界、

大企業から政治献金を受け取って、その利益のために政治が利用されているという状況であります。

また、今日発生しておりますライブドア問題、耐震偽装問題、BSE食肉輸入問題、防衛庁管制談合事件に見られるように、小泉構造改革規制緩和政策は安心、安全どころか、国民生活破壊、そして戦後築き上げた社会秩序を不安に陥れているばかりであります。

また、地方自治の分野でも、地方分権と三位一体改革とは名ばかりに地方交付税と補助金を削減し、税源移譲は先送りして地方自治を破壊する、予算編成もままならない、このような地方自治に追い込んでおります。

この三位一体改革の影響が、平成16年度分でも旧烏山町においては2億7,000万円も減額されたということでもあります。平成17年度では旧烏山町分で4,576万7,000円、旧南那須町分で1,626万2,000円、計6,200万円余の予算が減額されるという影響を受けているということでもあります。

合併しましても、さらに国の地方交付税削減策がやられるということになりますと、財政運営はさらに困難になるというふうを考えるものであります。財政難のために合併しかないということで、市町村合併を押しつけてまいりましたが、こういう攻撃の中で合併をしても、本市において進めてまいりましたが、国から地方への財源支出を減らすというやり方では、新市の財政は困難になるばかりであります。

本市におきましても、この国から地方への財源支出を減らすことには反対し、合併しても地方交付税が削減され、さらに住民の負担増と行政サービスの低下を招くことになります。やはり、地方自治を守るためには、地方交付税制度を国が財源を含めてきちんと守ることを求めることが基本であります。市長はその先頭に立って奮闘すべきであると考えているものであります。

平成17年度の一般会計は、このような情勢のもとで国の政治が色濃く反映される内容になっております。旧烏山町の一般会計では、歳入22億5,842万4,098円で、歳出は18億3,514万958円でありました。町税の未収額は13億6,805万4,620円で、何と収入額の10億3,593万4,177円を上回り、実に調定額の57%にも達しております。この収入未済額の大部分を固定資産税の繰越滞納額が8億581万9,344円と占めており、本市の行財政運営の重大な障害となっております。

昨年度も監査委員から、この決算の審査報告の中で問題提起がありましたけれども、この10年来、この固定資産税問題が放置されているのは重大だという指摘があったわけでありませう。特定法人の固定資産税滞納問題を法的強制力をもってきちんと解決を図るよう、抜本的な解決策を求めるものであります。

また、保育料の収入未済額、市営住宅使用料の未済額につきましても、解決を求めるもので

あります。

歳入の面では、深刻な不況のもとで税収が伸びない中、国、県の補助金、負担金が削減され、地方分権の名のもとに財政的裏づけのない事務事業の分担、押しつけが強められ、自治体住民に厳しい決算となっております。このような中で、行財政運営にあたっては単に受益者負担を強めるのではなく、住民生活を守る立場で、行財政執行に必要な負担金、補助金を国に出すよう強く求めていただきたいと思います。

平成16年度から、これまで無料であった町の公共施設、運動施設や生涯学習施設の使用料を徴収することになりました。これには改めて反対であります。使用料を徴収しても、年間270万円、これは旧烏山町の段階であります。ということでありまして、行政のむだ遣いをなくせば、この運動、生涯学習施設の使用料を無料にすることができます。この有料化を合併後は南那須地区へも押しつけるということでありまして、これにも断固反対するものであります。この公民館や運動施設、生涯学習施設を無料化にして、市民が安心して生涯学習活動にいそしめるようにするのが本来の行政であると考えております。

行政改革というならば、合併しないで頑張る福島県の矢祭町は、歳入をふやし歳出をカットする、そして市民サービスを維持向上してこそ真の行政改革だと言っております。単に歳出カットするのは行政改悪であります。このことを肝に銘じて真の行政改革を進めるべきものと考えております。

また、歳出の面では、平成17年度中に旧南那須町、旧烏山町の合併を行うことを前提とした事業が推進されたものであります。財政難の折、前年度から継続的な事業が多かったわけですが、町民各位のご理解とご協力のもとに執行されました。さらに、この事業を進められた職員各位の努力にも敬意を表するものであります。

しかしながら、問題点として、平成17年度の旧烏山町が目玉事業である大桶運動公園進入路の舗装事業、これが合併後に見送られるということが起きました。これは重大問題であります。きちんと当初予算の目玉として組んだものは、その年度の中でその責任者が実行すべきと、このように考えるものであります。

また、合併問題につきましては、平成15年7月から4町合併の法定協議会が立ち上げられ、20回にわたって協議がされました。結局休止、解散ということになりまして、その後、住民説明会や全町世帯のアンケートがとられ、その後に2町合併協議会を平成16年10月に立ち上げて、ちょうど1年間かけて調整協議を行い、旧南那須町と烏山町が合併をして、那須烏山市が昨年10月1日に誕生したわけであります。

しかし、合併をいたしましても、すべてがバラ色というわけではありません。依然として財政運営には厳しさが予想され、行財政運営にはむだをなくし、効率的な行政運営を図るよう、

また、まちづくりにつきましては、住民が主人公、住民の願いや要求にこたえるまちづくりを進めていただきたいと思います。合併しても、問題山積みのこの那須烏山市を行財政を進めるわけでありますから、行政責任を明確にして解決のための抜本的な努力、対策を進めていただきたいと思います。

不況が長期化しているもとの、町内商工業者を守る対策、労働者の雇用を守る対策には万全を期して取り組んでいただきたいと思います。大型店出店野放しという方策ではなく、既存商店街を守る対策を強めていただきたいと思います。

ベンチャー企業育成と新規産業開発に向けたベンチャープラザ烏山が開設され、現在稼働中ではありますが、このインキュベーション施設で力をつけて、この那須烏山地内に事業展開を図り、雇用の場の確保と地域産業振興に寄与する産業振興を強めていただきたいと思います。

農業分野では、日本農業が存亡の危機にあります。米の輸入をしながら大幅な減反、採算のとれない米価を押しつける農政には断固反対いたします。中山間地の農業を守り、生産者の経営が成り立つ営農指導、後継者の育つ農業行政を強く求めるものであります。

公共事業の透明性、町独自の積算単価の設定、入札制度の改善を図りながら、透明性のある公共事業を執行していただきたいと思います。

また、各種団体への補助金、交付金の中でも活動実態の見えないものがあります。さらに改善を求めるものであります。

税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをしている市民生活を考え、市当局も議会も襟を正して市民の付託にこたえるべきであります。行財政運営にあたりましては、住民こそ主人公の立場でお役所仕事、マンネリ化を打破し、むだのない、市民に信頼される行財政執行を求めて、一般会計の討論のまとめといたします。

次に、国民健康保険特別会計について、憲法と社会保障の一環として市民の生命と健康を守る立場から、国民健康保険事業を充実発展させるために反対討論を行います。

医療給付費に対する国庫負担率の大幅な切り下げを初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得減の中で市民納税者が国保税の課税に耐えきれず、国民健康保険税徴収が大変困難になっているという状況であります。

さらに平成16年度には、国民健康保険税を介護分も含めて平均で27%も値上げをいたしました。平成17年度9月末の収入未済額は5億6,085万8,112円で、そのうち滞納繰越の収入未済額は1億1,011万7,591円で、調定額の13%にも達しております。これらの抜本的な解決を求めるものであります。

憲法に基づく社会保障の皆保険として低所得者を中心とした国民健康保険事業でありますから、資格証明の発行による保険証の取り上げをやめるべきと考えるものであります。本来の国

保事業に立て直す立場から、第1に、国民健康保険事業に対する国の責任を明確にさせること。医療給付に対する国の負担率をもとに戻させることであります。

第2に、国民健康保険事業が命にかかわる最も重要な福祉事業であり、一般会計から繰り入れを行って市民の負担の軽減を図るべきであります。資産評価もバブル期から現況に即した評価に改めるべきであります。

第3に、疾病予防の充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むことであります。

第4に、国の制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、国民健康保険事業に取り戻す運動を積極的に展開することです。憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組むよう強く求めるものであります。

次に、老人健康保健特別会計について、高齢者の命と健康が安心して保障される保健事業を目指す立場から反対討論を行います。

たび重なる医療保健法の改悪によって、老人医療費の増大など負担増と病院での高齢者の締め出しや重病傾向化が深刻な社会問題となっております。小泉内閣はさらに医療費の3割負担を初めとする医療保険制度改革を強行いたしました。その一環としまして、70歳以上の高齢者医療負担を完全1割負担にし、一定収入高齢者は2割負担に、これをさらに3割負担にしようとしております。高齢者医療も一たん払い込んで、後で限度超過分を申請によって償還する方式を導入し、老人医療費の対象年齢を段階的に75歳に引き上げる大改悪を強行しております。

まさに、老人いじめのこのような改悪は、高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算につきましては高齢者の命と健康を守る立場から、第1に、予防医療の充実と強化、特に訪問診療充実に努力を求めるものであります。

第2に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉の市づくりを推進することです。

第3に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く求めるよう訴えるものであります。

次に、介護保険特別会計決算について、高齢社会に十分対応した介護保険制度、実態に即した介護保険制度に改正させる立場から反対討論を行います。

制度を導入して6年目の決算であります。発足当時から介護保険の問題といたしまして、介護認定を受けた利用者が介護サービス1割負担が重いために、必要な介護サービスを制限しているという実態があります。

また、介護保険料も引き上げられ、高齢者、低所得者にとっては依然として負担の重い制度

となっております。さらに昨年の10月からは、施設入所者のホテルコストや食費が別料金になり、本人の年金で払いきれないケースも生まれております。その負担を軽減することが求められております。

さらに、サービス基盤の整備を図り、施設入所待機者をなくし、介護認定を受けた方々が必要なサービスを安心して受けることができるよう、改めて介護保険の名に値する市当局の抜本的な制度改革を求めるものであります。

次に、農業集落排水特別事業決算について、この興野の集落排水であります。加入率が75.5%ということであり、さらに円滑な事業運営を図るよう求めるものであります。

次に下水道事業特別会計決算について、着手11年目にあたり、第1次実施計画区域内処理区域の供用が開始になりました。しかし、実際にはつなぎ込みが完了して使用している戸数が少なく、処理区域内の人口割の加入率は23%と異常に低い水準にあります。

21世紀の新しいまちづくりとして公共下水道が稼働したわけであり、この事業への関係者のご理解と加入促進を図るため、努力を担当者任せでなく、市長、市当局が先頭に立って全市を挙げて加入促進に取り組んでいただきたいと思います。

また、公共下水道の当初計画があまりにも大規模で市民負担が重くならないよう、地域によっては合併浄化槽の推進に切りかえる、見直しを図るということも含めて、全体計画の見直しが進められましたけれども、さらに再見直しも含めて合併浄化槽の推進を進めるよう検討をお願いしたいというふうに思います。

簡易水道特別会計決算について、全町水道に向けた未給水地域への水道普及を求めます。また、特定法人を初めとする大口水道料未収金の徴収の解決を改めて求めるものであります。

議案第4号 平成17年度旧烏山町水道事業決算について、生活に欠くことのできない水道水を安定供給し、真に町民のための福祉事業として進める立場から討論を行います。

平成17年度は、10月に2町合併により半年間の決算となりました。水道事業の事業収益は1億3,779万9,217円で、事業費用が1億1,487万9,661円でありました。また、経常収益は1億2,762万9,419円で、経常費用は1億1,411万4,730円で、平成17年度9月末差引経常利益は1,351万4,689円とのことであります。

平成17年度は、平成16年度からの繰越事業として、城東地区スーパー堤防築堤による代替水源井築造工事がやられました。さらに、水道水の安定供給を図るため、老朽化した石綿セメント管、セメント配水管を铸铁管等に布設がえする工事がやられまして、この石綿セメント排水管がほとんど铸铁管に変わったというような報告でありました。

この水道事業の問題点としましては、この事業の改良工事や第5次拡張事業に伴う事業費を企業債発行に依存しているために、企業債償還が増加する中で、事業収益の24.9%を企業

債の支払利息として払っている結果となっております。これが水道事業への重い負担となっております。

企業債の未償還残高は20億円に達しているということでもあります。依然として利息の高いものも残っております。引き続き高い利息のものにつきましては、金融機関からの借りかえを行って償還を求めるものであります。企業債償還払いのつけを安易に水道料金の値上げに転嫁しないように、企業努力を求めるものであります。

また、有収率の向上の問題があります。配水量の20%近くが給水収益にならないのは異常事態であります。有収率の向上のために漏水調査やいろいろな努力を行っていただきたいと思っております。

第3に、水道事業はまちの公共事業である以上、一般会計からも繰り入れを行うなどして、市の責任で円滑な事業運営を図るよう期待をするものであります。

最後に、以上述べてまいりましたが、今後の行財政運営にあたりましては、長引く景気低迷の中、税収不足の折、住民こそ主人公の立場に立って、むだをなくし、健全財政への努力を図り、国の悪政から自治体と住民を守る立場で、合併新市になりましたので、さらに行政改革、意識改革を真に取り組み、市長以下市職員の一層の努力を期待いたしまして、討論のまとめいたします。

○議長（青木一夫君） 休憩いたします。なお、11時15分再開いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時17分

○議長（青木一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

賛成討論の発言を許します。

3番沼田邦彦君。

〔3番 沼田邦彦君 登壇〕

○3番（沼田邦彦君） ただいま上程中の議案第1号 南那須町決算の認定について、議案第2号 南那須町水道事業決算の認定について、議案第3号 烏山町決算の認定について、議案第4号 烏山町水道事業決算の認定について、私は認定すべきものであるとの立場から賛成討論を行います。

この平成17年度決算は10月1日の合併に伴う予算執行半ばの半期決算であり、またいわゆる執行途中での打ち切り上期決算であります。さて、第1号議案 南那須町決算及び第3号議案 烏山町決算にかかわる一般会計においては、旧南那須町、旧烏山町とも町税等自主財源及び国、県の依存財源等の財源の確保に努められております。

歳入の主なものは町税及び9月末までの交付済地方交付税等であり、国、県、市支出金の多く及び町債等は下期というべき平成18年3月末等に歳入を予定される状況であります。歳出については、厳しい財政を強いられる中、半期ながら財政健全化に取り組んでおり、町当局の努力に敬意を表するものであります。

特別会計については旧南那須町は国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、熊田診療所特別会計、下水道事業特別会計の5特別会計及び旧烏山町は国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業会計の7特別会計であります。昨今の社会経済や本格的な高齢化社会の状況を見たとき、社会環境の変化や住民ニーズの多様化、高度化する生活環境の改善、公衆衛生の向上など行政が求められる内容は複雑高度化しております。財政運営が極めて厳しい中であって、独立採算の建前を堅持し、健全な運営に向け努力されたことを認識するものであります。

議案第2号 南那須町水道事業会計及び議案第4号 烏山町水道事業決算について、今決算は上期の決算となりますが、人口の減少が避けられない厳しい環境ながら、両事業会計とも経営の健全化に努められ、継続的で安定した水の供給がなされているものと認識しております。今後もさらなる収益確保を図りながら、経営の健全化及び安全な水の供給が図られることを期待するところであります。

終わりに、決算審査にあたられました両監査委員に対して深く感謝を申し上げますとともに、これからも市民が安全かつ健康で、安心して生活できる施策を強くお願い申し上げ、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（青木一夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木一夫君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第1 議案第1号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第1号 南那須町決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第2 議案第2号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第2号 南那須町水道事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 議案第3号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第3号 烏山町決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第4号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（青木一夫君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第4号 烏山町水道事業決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

これもちまして、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

今期臨時会は2月20日を初日といたしまして4日間の会期で開催をされました。旧2町、平成17年4月1日から6カ月間のいわゆる打ち切り決算議会でもございました。上程をさせていただきました4議案は、いずれも原案のとおりご認定を賜りましたことはまことにありがたく、感謝とお礼を申し上げます。

審議の過程の中で、ご質問に対しまして対応不十分な点がありましたこと、おわびを申し上げます。なお、期間中賜りましたご意見、指摘事項、ご提言等につきましては真摯に受けとめさせていただきまして、行政運営に資する所存であります。ご理解を賜りたいと存じます。

さて、監査委員にありましては、新市初の決算監査を厳格かつ慎重に執行され、的確なご報告を賜りましたこと、そのご労苦に敬意を表するとともに感謝を申し上げます。さらに、議会各常任委員長を初め議員各位にありましては、旧2町の決算認定をよくとりまとめていただきましてご報告賜りましたこと、まことにありがとうございます。敬意とご慰労の念を申し上げます。

さて、季節も三寒四温、待ち遠しかった春の息吹を感じるきょうこのごろでございます。しかしながら、ことしは例年になくまだまだ寒さが厳しいようであります。議員各位にありましては、どうぞ健康には十分留意をされまして、議会活動に邁進をされますようご祈念を申し上げます。重ねて本日の臨時会、無事閉会となりましたこと、感謝を申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（青木一夫君） 以上で、2月20日から本日までの4日間にわたりました平成18年第1回那須烏山市議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

[午前11時27分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成18年6月6日

議 長 青 木 一 夫

署 名 議 員 船 山 栄 一

署 名 議 員 平 山 進